

平成25年度第3回宮城県私立学校審議会議事録

1 日 時 平成26年2月17日（月）午後3時30分から

2 会 場 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

3 出席者

(1) 出席委員 松良 千廣, 星 尚文, 青木 タマキ, 伊藤 宣子, 吉岡 弘宗,
小野寺 靖子, 千葉 雅保, 鈴木 一樹, 遠藤 仁, 徳永 恵子,
阿部 春美, 菅原 道悦

(委員14人中12人出席)

(2) 欠席委員 佐藤 宏郎, 三輪 哲

4 議題

(1) 調査審議事項について

①高等学校の廃止について（気仙沼女子高等学校）

②専修学校の廃止について（宮城理容美容専門学校）

(2) その他

5 会議の概要

事務局から審議会運営規定により会議が有効に成立している旨、報告があった。

松良議長が審議会運営規定により議長となった。

議長は、議事録署名人として小野寺委員と鈴木委員を指名した。

(1) 調査審議事項について

①高等学校の廃止について（気仙沼女子高等学校）

事務局から資料により説明があった。

(吉岡委員)

教職員の処置で、継続雇用と文書に書いてあるのですが、説明だと継続雇用でないという説明があったかと思ったのですが。もう一点は有償譲渡となっておりますが、どのような中身なのでしょうか。

(事務局)

一つ目の教職員の教員についてですが、3人が希望退職申請者、希望退職を予定しております。残り4人については東陵高校において継続雇用する予定になっております。事務職員につ

きましては、1人が希望退職の予定でございまして、残りの3人につきましては法人事務局職員として継続雇用の予定となっております。

二つ目の施設の処置についてですが、譲渡先については東日本大震災関連で気仙沼市に有償譲渡することと聞いており、今後は災害公営住宅等として復興関連で活用される予定と聞いております。

(吉岡委員)

東陵高校で雇用するということは、共通の指導科目や教科があつてということなのでしょう。気仙沼女子高校の場合は特色あるコース取りのような感じが見受けられるのですが。

(事務局)

科目、教科については確認させていただいてないのですが、法人からは話し合いの結果継続雇用の依頼があつた先生方に対しては引き続き東陵高校で採用する予定と聞いております。

本審議会として、了承される。

②専修学校の廃止について（宮城理容美容専門学校）

事務局から資料により説明が行われた。

本審議会として、了承される。

(2) その他

4 その他

(吉岡委員)

幼稚園の部門の話になりますが、認定こどもになった場合に、定員をどのように考えたらいいかということ、県の捉え方がないと私は認可部分について甚だ問題が生じるのではないかと思います。前回のなとり幼稚園の場合のように見込みで定員増を認可しているわけで、設置基準の中身にはそういう文言はないと私は思っております。審議会として何か共通の目安がないと書類がそろつたのでこうなるだろうという部分のみでの審議ではいけないのではないかと思います。そこで前回も目安になるようなものがあればとお話したのですが、県のほうでは今後どのように考えているのか。認定こども園に関して県では、国からの定めがないと言ってすべてが終わっているわけですが、今年度が終わると、26年度には意思表示をしないといけない状況であることを認識していただきたい。

私立学校審議会についてもっと審議の中身が濃くなるといいなと個人的には思っているので、このような話をしました。以上です。

(松良委員)

これは認定こども園に関する質問ですか。

(吉岡委員)

幼稚園の認可です。

(事務局)

吉岡委員からのご質問についてなんですが、委員からのお話の通り、現在国のほうでも利用定員につきましても審議がなされているところがございます。委員もご存知かと思いますが、今回新しい新制度に移行しました場合に施設型給付を受ける幼稚園等につきましても、市町村からの給付を受ける形になってきます。その際に確認制度といたしまして、市町村との間でも利用人員、利用定員をどうするかそういった部分で確認を受けるようになってくることとございます。そういった確認制度の基準につきましても、現在国のほうで制度の審議がなされているところとございますので、幼稚園の皆様方には大変不安に思われているところかとはございますが、現時点で審議中のところとございますので、そちらが固まる前の段階で県のほうでこういった形にしていこうとはなかなかお示しができない状況とございます。こちらといたしましても、国のほうの審議の状況を確認しながら、判明した部分につきましても情報提供をしていきたいと思っておりますので、そういったところでご了承いただければと思います。以上でございます。

(吉岡委員)

私が疑問に思うのは、どうして90という定員がでてきたのだろうと。書類がそろっているから、今までは実績評価をしながら、定員の見直しをしてきたのかなと思うのですが、なとり幼稚園の場合には実績ではなく見通しですよ。それも3学年がそろったような3カ年もかけて見通しをたてているわけで、そこが私にはすごく疑問でならない。どうしてあのような案件が出てきたのだろうか。今後出ないために、考えておく必要が私はあるのかなと思います。

(事務局)

なとり幼稚園の定員につきましても、前回の審議会でご審議いただきましたが、見込みの部分も含め、現在の実態としての状況等も併せて御審議いただいたものはこちらとしては考えております。また今後認定こども園絡みで定員について審議することもあろうかと思いますが、新制度との絡みも含めて、こちらといたしましてもいろいろな状況等を勘案しながら、資料等を提供してこちらで御審議いただければと思います。ただ現時点の段階では、新制度絡みでこういった形で審議会として定員を考えていくといったような方向性を今現在示せる状況ではございませんので、なとり幼稚園の場合には今後の見込みですとか、今現在の実績、利用定員の人数等を勘案していただきながら、御審議いただいたものと考えております。

(吉岡委員)

実績ではないじゃないですか。見込めるという話を県はなされたのではないですか。私は実績とは解釈しておりません。

(事務局)

前回の資料でご提示させていただきましたとおり、なとり幼稚園で新たに開設しました保育園の入園状況を勘案しながら、定員についてはご審議いただいたものと考えております。

(事務局)

ご報告させていただきます。昨年11月26日に開催されました第2回私立学校審議会において専門学校東北動物看護学院の設置について了承いただきましてご審議いただいた学科名で設置を認可したところでございますが、このほど、専門学校東北動物看護学院から学科名を変更したい旨の申し出がございました。開校時に審議事項と異なる学科名となるため、このたび御報告させていただきます。変更の内容につきましては、現行の動物看護学科から動物看護総合学科へ名称変更を行うということでございます。理由としては、学校の目的である動物分野に関する専門的な知識及び技術を習得させるにあたりまして、動物看護に関する総合的な指導を行うことを明確に示すためということでございます。なお、カリキュラムと指導内容に変更はございません。今後このようなことがないように法人と学校に対して指導を行いました。報告は以上でございます。

続きまして学校法人高橋学園の民事再生手続き開始の申し立てについてご報告をさせていただきます。委員の皆様も新聞・報道等でご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、多賀城市新田にございます、せいがん幼稚園を運営する学校法人高橋学園が、平成26年1月24日付けで仙台地方裁判所に民事再生手続きの開始の申し立てを行いました。この件について事務局からご報告申し上げます。

学校法人高橋学園につきましては、平成24年6月の補助金適正化法違反による園長及び、理事の逮捕後、外部から理事を招くなど組織体制を一新いたしまして、顧問弁護士を選任するなど、幼稚園の再建策を検討してきたところでございます。今回再建策を検討する過程で幼稚園の事業譲渡なども検討したとのことですが、教育方針の違いから、他の法人への事業譲渡は難しいことや事業継続の可能性ありとの判断から、民事再生手続き開始の申し立てを行うこととしたものでございます。せいがん幼稚園には平成26年1月の始業日現在で180人の園児が在籍しております。在籍園児の保護者に対しましては、申し立ての翌日1月25日に緊急の保護者説明会を開催いたしまして、今回の民事再生手続き開始に至った経緯などについて弁護士より説明を行ったと聞いております。

学校法人からの報告によりますと説明会終了後も園児・保護者の様子に大きな混乱は見られず、園の運営は通常通り行われているとのこと。この民事再生手続きに係る今後のスケジュールについてですが、平成26年2月7日付けで仙台地方裁判所より再生手続き開始の決定がなされております。今後は債権者からの再生債権届け出を得て具体的な再建策が確定され、これに対します再生計画案を作成し、平成26年6月上旬頃に裁判所に提出する予定です。この再生計画案は、債権者集会において可決され、裁判所の認可決定を得られれば、再生計画案に従った弁済が開始されることとなります。裁判所の認可決定の時期は、平成26年7月下旬頃となる見込みでございます。当課といたしましては、学校法人高橋学園に対して今後の民事再生手続き開始について、園児の保護者への十分な説

明と対応を要請しております。また今後の民事再生手続きの進捗状況につきましても当課に速やかに報告するよう法人に要請をしております。以上で報告を終わります。

(松良議長)

適正化法違反というのは、債権者は国や県になるのでしょうか。

(事務局)

県の補助金の返還につきましては、優先債権になるということで、こちらのほうの再生計画案などには適応されない形での返還をしていただくような形になります。

(千葉副議長)

専門学校の方ですが、学科が途中で変わったということですが、募集案内等で混乱等なかったのですか。

(事務局)

動物看護学科から動物看護総合学科へ変更になりましたが、募集時点では、動物看護学科でございましたが、動物看護総合学科へ変更する旨については生徒に対しても説明等は十分行っているところでございますので、その辺の混乱は生じていないと伺っております。

(千葉副議長)

審議会を通った後に学科変更というのは、審議会に反する形になってしまうので、ちょっと気になるころでした。

(千葉課長)

先ほど担当のほうから説明もございましたが、我々もその辺につきましては、ご審議いただいてすぐに変更という話があったものですから、学校法人に対しては、十分な検討を行ってから申請を行うように、今後このようなことがないように注意したところでございますので、ご了承願います。

以下、 余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

平成 年 月 日

氏名 _____ 印